

函 福 管

令和 7 年 (2025 年) 8 月 1 8 日

民生常任委員会委員 様

保健福祉部長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 介護保険料納入通知書の誤送付による個人情報の漏えいについて
- 2 指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力の停止について

(保健福祉部介護保険課)

(保健福祉部指導監査課)

介護保険料納入通知書の誤送付による個人情報の漏えいについて

1 概 要

令和7年度の介護保険料納入通知書（以下「通知書」という。）1名分について、別人に送付されていたことが判明した。

2 経 過

令和7年7月14日（月）に、介護保険課で通知書86, 560通を発送したが、同月22日（火）に、市民Aから別人あての通知書が封入されているとの連絡があり、確認したところ、システム上で、市民Bの書類送付先として誤って市民Aが登録されていたことが判明した。

3 誤送付した書類および書類に記載された個人情報の内容

令和7年度介護保険料納入通知書（1名分）

被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所、年間保険料額、課税区分、生活保護等の有無、公的年金等の収入額、合計所得金額

4 原 因

令和6年12月に、市民Aから提出された相続人代表者指定届に基づき担当職員が送付先情報をシステムに登録する際、被保険者番号を誤入力したことに気づかず、市民Bの送付先として市民Aの情報を登録したことが原因である。また、本年5月に、登録されている送付先情報全件の点検を行ったが、一部の対象者についての確認が不十分であり、当該誤登録の発見には至らなかった。

5 本市の対応および再発防止策

7月22日（火）に、担当職員が市民Aから通知書を回収するとともに、市民Bに説明および謝罪のうえ通知書を再交付した。

また、再発防止策として、送付先情報の再点検を行うとともに、送付先情報の登録時に複数の職員により確認を行うことを改めて徹底する。

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力の停止について

特定非営利活動法人障害者・高齢者地域支援ゆうあいが設置している「グループホームゆうあい」について、本市が令和6年9月27日から同年10月15日まで実施した監査の結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第5号および第6号に該当する事実が認められたため、令和7年8月18日付けで次のとおり指定の一部の効力を停止する処分を行った。

1 処分の対象となる事業者名等

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 事業者名 | 特定非営利活動法人 障害者・高齢者地域支援ゆうあい |
| (2) 代表者名 | 理事長 佐々木 豊 |
| (3) 事業所名 | グループホームゆうあい |
| (4) 事業所所在地 | 函館市戸倉町21番11号 |
| (5) サービス種別 | 共同生活援助 |
| (6) 指定年月日 | 平成21年4月1日 |

2 指定の一部の効力の停止期間および内容

令和7年9月1日から令和8年2月28日までの6か月間、新規利用者の受入停止とする。

3 処分の理由および根拠法令

- | | |
|--|---|
| (1) 運営基準違反（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第5号） | 令和4年2月から令和6年8月までの間、個別支援計画を未作成のままサービスを提供した。 |
| (2) 不正請求（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第6号） | 令和4年2月から令和6年7月までの間、個別支援計画未作成減算を適用しないまま、訓練等給付費を請求した。 |

4 処分に至る経過

令和6年 8月20日	運営指導の実施
9月27日 ～10月15日	監査の実施
令和7年 7月28日	行政手続法第13条の規定に基づき聴聞を実施
8月18日	処分通知
9月 1日 ～令和8年2月28日	指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止6か月）

5 不正請求額の返還等について

不正に請求して受領した訓練等給付費を返還させるほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第2項の規定に基づき、当該返還額に100分の40を乗じて得た額を徴収する。